

総社市立認定こども園条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第5号

総社市立認定こども園条例の施行期日を定める規則

総社市立認定こども園条例（平成26年総社市条例第36号）附則に規定する施行期日は、平成27年4月1日とする。